

「神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則」の一部改正について

1 改正の趣旨

県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）に基づき、一定規模以上の事業者（特定大規模事業者）に対して、温室効果ガスの排出削減に向けた自主的な削減目標、対策等を記載した計画書等の提出を義務付けている。

計画書等には、「日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める大分類及び中分類」を記載するよう、神奈川県地球温暖化対策推進条例規則（平成 21 年規則第 73 号。以下「規則」という。）にて定めているが、日本標準産業分類の改定に伴い、平成 25 年総務省告示第 405 号が令和 6 年 3 月 31 日限りで廃止され、令和 6 年 4 月 1 日からは令和 5 年総務省告示第 256 号が適用されることとなった。

このため、規則中で引用する語句の改正等を行う。

2 改正の内容

規則第 3 条第 7 項第 4 号中「平成 25 年総務省告示第 405 号」を「令和 5 年総務省告示第 256 号」に改め、第 1 号様式の備考 3、第 3 号様式の備考 3、第 5 号様式の備考 3 及び第 7 号様式の備考 3 を削除する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

※ 様式に係る規定については、公布の日